

会 議 録

会議の名称	第 8 期 第 1 回那珂川市まちづくり住民参画推進委員会		
開催日時	令和 8 年 2 月 19 日 (木) 18:00 ~ 19:25	開催場所	勤労青少年ホーム第 2 会議室
出席者	1. 委員 河野会長、菅副会長、芹田委員、長谷川委員、岡藤委員、山崎委員 藤委員 2. 執行機関(事務局) 松田総務課長、藤野協働のまち推進担当係長、福川		
配布資料	・資料 委員会資料一式		
公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 ・ <input type="checkbox"/> 一部開示 ・ <input type="checkbox"/> 非開示 (理由: 情報公開条例第 9 条第 1 項第 号に該当)		
<p>1. 開会のことば</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 会長・副会長選出 推薦により、河野会長、菅副会長に決定</p> <p>4. 那珂川市まちづくり住民参画条例の概要および委員会の役割について (1) 那珂川市まちづくり住民参画条例の概要について (2) 委員会の役割について ※別紙パワーポイントを使用し、別紙資料②③を参考に事務局より説明</p> <p>会 長：これまでの説明で質問等はあるか。</p> <p>委 員：住民参画推進委員会の審議内容を定めた那珂川市住民参画条例第 18 条第 2 項第 4 号には、市に対して委員から新たな政策を提案することは含まれるか。</p> <p>事務局：この委員会は基本的に住民参画の手法やそのあり方が正しいかということをご審議いただくものであり、委員から市の政策を提案いただくものではない。例えば、ある施策を検討するにあたり、その住民参画の手法として審議会を開催したとする場合に、その審議会で発生した課題を事務局に報告してもらっている。その課題をこの委員会で報告し、それに対して審議会の在り方や審議会という手法そのものが正しかったのかということをご審議していただくというイメージである。</p>			

委員：住民参画の中に住民投票は含まれているのか。住民投票とは、原子力発電所の設置等を行う際に、住民の意思を確認するために行われる手法である。

事務局：住民投票については、住民参画条例の第9条に「市長は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。」と定められている。その手法については、別に条例で定めることとなっている。

委員：第9条第2項に「住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます。」との記載があるが、具体的に別に定めている例はあるのか。

事務局：この場で回答できる資料を持ち合わせていないため、次回回答させていただく。

委員：住民参画条例第18条第2項に定められているこの委員会の審議事項について、第1号の「第6条第5項の規定による報告に関する事項」ということで、本来住民参画の手法を用いるべき施策であっても緊急で実施する必要があり、住民参画の手法を用いることができなかつたことについては、この委員会で報告すると説明いただいた。これまでにこれに該当するようなことはあったのか。コロナウイルス感染症の流行等でこれに該当するものがあるのではないかと思うがいかがか。

事務局：こちらが把握している限りではこれに該当することはなかつたと認識している。毎年、事務局から市の各所属に住民参画の実施状況の調査を実施しており、その中に「緊急に行わなければならない、住民参画の実施しなかつた事業」を報告するための様式を用意している。この報告書を提出してきた所属はなかつたと認識している。

大規模災害などが起こつた際の災害復旧については、大規模な事業にはなるかと思うが、緊急で実施する必要があることから住民参画の手法を用いずに実施することもあるかと思う。

会長：続いて、レジュメ(3)(4)について、事務局から説明をお願いします。

(3) 第7期住民参画推進委員会の振り返り

(4) 第8期の進め方について

※別紙パワーポイントを使用し、別紙資料④⑤を参考に事務局より説明

会長：第7期の振り返り及び第8期の進め方にご意見、ご質問等はあるか。

委員：各審議会でその審議会の区切りのタイミングで審議の結果や審議会の課題等をまとめて、事務局に報告するものだと思う。この委員会ではその報告内容について、さらに審議してその内容について意見をするのか。また、この委

員会で出た意見等については、各審議会等を担当する所管課に通知されるのか。

事務局：この委員会では各審議会等で審議している事業の内容自体を審議するのではなく、その事業における住民参画という部分のみを審議し、住民参画という視点で意見等が出た場合には、事務局から所管課にその意見を報告している。例えば、健康づくりに関する事業について所管課から報告があった場合に、この委員会では健康づくりの事業そのものを審議するのではなく、住民参画が正しく行われているのかということをご審議いただく。審議会が開催されているのであればそのという手法が正しいのかや、開催時期が正しいのかというようなことをご審議いただいている。

委員：各審議会には公募委員がおり、その委員の発言数が少ないということがあれば、発言できるように司会進行を促すというようなことはあるのか。

事務局：各審議会等の課題がこちらに報告されており、その中に発言数に偏りがあるというような課題がある場合には、発言しやすいように司会進行をすべきという意見を報告することもあるかと思う。今回配布している参考資料の11番に記載している「福岡広域都市計画用途地域の変更及び地区計画の決定」という事業がある。この事業の審議会の課題には「各分野から委員を委嘱したため、都市計画の専門用語の説明に苦慮した」とあるため、事前に資料を配布したり、事前に説明をしたらいいのではないかという意見を出し、担当課に伝えることは可能かと思う。このような視点で報告内容についてご審議いただければと考えている。

委員：まちの底力応援補助金について、この委員会で審議することもあると思うが、制度の内容や採択された団体の活動内容をよく理解できたまま審議しなければいけない状況にあると思う。来年度4月にはまちの底力応援補助金の説明会があるため、委員にもそれに参加していただくといいのではないかと思う。

事務局：4月6日（月）午前10時から福祉センターで開催するため、お時間の都合がつく方はぜひご参加いただきたい。

まちの底力応援補助金の概要についてご説明する。市内に34か所設置しているまちづくり支援自動販売機の売り上げの一部を財源として、地域の活性化などのまちづくりに関する事業に補助金として交付しているものである。今年度は9団体がされており、最大7年間で10万円から5万円を交付するものであるが、この補助金を受けて自立を促すことを目的としている。事業を行いたいが、資金がない又は何から始めればいいのか分からないという団体のスタートアップを支援する事業である。この事業を実施してかなり時間が経過しており、課題としては事業の開始には人数などのハードルが高く、事業の拡がりがないということがあある。金額と期間についても、最大

7年間のところを短くして、金額も減額し、申請することに対するハードルを下げるのか。もしくは、金額を増額し幅広い活動ができるようにした方がいいのかというように制度改正の方法は様々かと思う。

自動販売機の売り上げは毎年一定の金額があるため、それを市民の皆さまに還元する大きな可能性を持っているとは思う。

委員：まちの底力応援補助金とこの委員会の関係性についてお伺いしたい。この委員会では、この補助金の根本的な制度などを検討していくという認識でいいのか。次回報告を受ける際には、それに対して意見を言った方がいいのかそうでないのか教えていただきたい。

事務局：次回の委員会の時には来年度の採択団体が決定しているため、その報告とそれぞれの団体の状況などを聞いていただき、団体の活動に公益性があるのかということをご審議いただければと考えている。

委員：私が所属しているNPO法人では、以前、志免町の「まちづくり支援室」を受託していたが、志免町ではこの住民参画推進委員会のような委員会の中で同じような補助金の審査会をしていた。その審査会の進行や書類の説明などを支援室が務めたこともあった。委員の中には審査に慣れている人もそうでない人もいるため、短い時間で審査することにハードルが高いと感じている人たちに対して、審査のポイントなどの解説やアドバイスを行っていた。審査に直接関与しないよう支援室側で注意が必要な面もあり、良い面ばかりではなかったが、どの方法が正解ということではなく、ここでは一例として紹介させていただく。

事務局：この補助金は担当課が総務課であるということや、「協働のまちづくり」という点が共通していることもあり、本委員会で議題としている。また、本市のまちの底力応援補助金は審査会メンバーが行政で構成されており、ここは志免町と異なる点である。

委員：審査は委員会があるのか。

事務局：審査会がある。

委員：審査会では申請団体に説明してもらっているのか。

事務局：書類審査を行っている。申請内容の詳細についてはヒアリングを通して確認し、審査会で報告している。今後制度を考える上で、審査員に市民を入れるという考えも検討していく。市民を入れることのメリットは市民目線で評価ができるということ、デメリットは審査員となる市民の負担となったり、審査員が入れ替われば審査結果が大きく変わってしまったりということが考

えられる。

委員：市民の審査員の負担を軽減するという意味でも市民が入っていないということか。

事務局：そういう面もある。

委員：財源の関係で命名権について、施設の名前について命名した企業などの名称を入れることによって、その自治体には企業から大きな収入が入ることがあると思う。これについても大きな財源の一つとして検討していただければと思う。

事務局：そのような市の財源を確保するための部署として、今年度から地域戦略課が新設されており、ふるさと納税なども担当している。ネーミングライツの話については議会の一般質問などでも出ているが、現時点では具体的な話はない。可能性があるのは今後建設する総合運動公園であるが、ネーミングライツのデメリットとしては元々の名前に愛着を持っている方が名前を変えてしまうことに対する抵抗感があること。メリットとしては、収入があることであると思う。このようなことも含めて地域戦略課で検討している。

委員：まちの底力応援補助金を今後さらに多くの方に活用していただくためにも、財源の確保方法ということで提案させていただいた。

会長：様々なご意見をいただいたと思う。

5. 意見交換

会長：意見交換ということで、今後委員として不安なことやこの場で話しておきたいことはあるか。

委員：この委員会では新たに市の政策を提案する場ということではないことはご説明いただいたが、考えていたことがあるためお話をさせていただきたい。市民参画の拠点として、「地域コミュニティセンター」の設置をご提案したい。市全体を5分割し、それぞれの地域の課題を市民自らが解決することを目的として市民参画の拠点を設置するのはどうかと考えている。詳細については次回少しお時間をいただければと考えている。

会長：ご提案ということではなく、委員の1つの考え方としてお話いただき、各委員に共有いただくのが良いかと思う。お話いただく流れについては事務局と打ち合わせをしていただいた上で実施していただければと思う。

委員：まちの底力応援補助金の審査をこの委員会で実施したり、市の施策の提案ができるようにこの委員会で住民参画条例の改正を審議することはできるの

か。

事務局：条例の改正については、市内部では市長までの決裁が必要であり、議会の承認も必要であることから、基本的にはこの委員会では条例の改正をご審議いただく予定はない。ご意見としていただくことはできるが、委員よりお話しいただいた内容はこの委員会の趣旨とは異なるかと思う。この委員会では、現在各所管課が実施している住民参画の手法や実施時期が適切であるかをご審議いただくこととしている。住民参画の手法が有効になることで市民の方の意見が届きやすくなると思う。委員の提案については、後ほど会議終了後にお聞かせいただければと考えている。

会 長：ご意見をいただくことはできるため、委員の皆さまの考え方の参考になるようなご意見については今後もいただければと思う。

事務局：市の施策の内容についてはこの委員会で知ることができ、それを知ることによって今度のよりよい住民参画の方法を考えることができると思う。今後も前向きなご意見をいただければと考えている。

6. その他

次回の開催日程について、事務局より報告があり委員会は終了した。

終了